（工事成績評定要領第６条関係）
**様式第３号**

# 工　事　成　績　採　点　表

土木・建築共通　（請負額200万円を超え5百万円以下）　　工事主管課　　課

| 工　事　名 | | 請負契約額 | 円 | 工　期 | 年　月　日から | 検査年月日 | 年　月　日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 請 負 者 名 | | 完 成 年 月 日 | 年　月　日 | | 年　月　日まで | ③専　任・**指　定　検　査　職　員** | |

| 考　査　項　目 | | ①　担　当　監　督　職　員 | | | | | ②　総　括　監　督　職　員 | | | | | 氏名 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 氏名 | | | | | 氏名 | | | | | 氏名 | | | | |
| 項　目 | 細　別 | a | b | c | d | e | a | b | c | d | e | a | b | c | d | e |
| １．施工体制 | Ⅰ．施工体制一般 | | +1.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | Ⅱ．配置技術者 | +3.0 | | | | | | | | | | | | | | |
| ２．施工状況 | Ⅰ．施工管理 | | +1.5 | | | | | | | | | +5 | | | | |
| | Ⅱ．工程管理 | +1.0 | | | | | +10 | | | | | | | | | |
| | Ⅲ．安全対策 | +2.0 | | | | | +15 | | | | | | | | | |
| | Ⅳ．対外関係 | +2.0 | | | | | | | | | | | | | | |
| ３．出来形 | Ⅰ．出来形 | +2.0 | | | | | | | | | | +10 | | | | |
| 及び | Ⅱ．品　質 | +2.0 | | | | | | | | | | +15 | | | | |
| 出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ | | | | | | | | | | | +5 | | | | |
| ４．工事特性 | Ⅰ．施工条件等への対応※２ | （１３） | | +13 | | | | | | | | | | | | |
| ５．創意工夫 | Ⅰ．創意工夫 ※３ | （７） | | +7 | | | | | | | | | | | | |
| ６．社会性等 | Ⅰ．地域への貢献等 | | | | | | +10 | | | | | | | | | |
| 加減点合計　（１＋２＋３＋４＋５＋６） | | +35.0　点 | | | | | +35.0　点 | | | | | +35.0　点 | | | | |
| 評定点（６５点±加減点合計）　※１ | | ①　100.0　点 | | | | | ②　100.0　点 | | | | | ③　100.0　点 | | | | |
| ７．評定点計 | | 100　点 | | | | | | | | | | | | | | |
| ８．法令遵守等 ※６ | | | | | | | －　点 | | | | | | | | | |
| ９．評定点合計 ※７ | | **優秀**　100　点　○７．評定点計－８．法令遵守等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 所　　見 ※８ | | 【担当監督職員】 | | | | | 【総括監督職員】 | | | | | 【専任・**指　定**　検査職員】 | | | | |

※１　１～３の評定（６５点±加減点合計）　＋　４，５，６の評定　＝　評定点
※２　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、担当監督職員が評価するものとする。
※３　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※４　４．５．６は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価するのみとする。
※５　各考査項目毎の採点は、担当監督職員は別紙１－①～別紙１－⑤、総括監督職員は別紙２－①～別紙２－②、専任検査職員は別紙３－①～別紙３－③によるものとし、専任検査職員（完成）の評価に先立ち、担当監督職員・総括監督職員が記入する。
※６　法令遵守等の評価は、総括監督職員が行う。
※７　評定点合計は、四捨五入により整数とする。所見は必ず記入すること。
**※８　所見は、工事成績の評定点を根拠付ける内容とし、書類または現場において特筆すべき具体的な事実を記載すること。**

（様式第４号）工事成績評定要領第６条関係

# 細目別評定点採点表（共通）

（土木等は請負額に限度無、建築等は５千万以下に使用する）

工事名　　0

課　　年　月　日

| 項　目 | 細　　別 | ①担当監督職員 | ②総括監督職員 | ③専任・指定検査職員 | 細目別評定点 | 得点割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １．施工体制 | Ⅰ．施工体制一般 | 1.5 *0.4+2.6= 3.2 点 | | | 3.2 点 / 3.2点 | 100.00% |
| | Ⅱ．配置技術者 | 3.0 *0.4+2.6= 3.8 点 | | | 3.8 点 / 3.8点 | 100.00% |
| ２．施工状況 | Ⅰ．施工管理 | 1.5 *0.4+2.6= 3.2 点 | | 5.0 *0.4+6.5= 8.5 点 | 11.7 点 / 11.7点 | 100.00% |
| | Ⅱ．工程管理 | 1.0 *0.4+2.6= 3.0 点 | 10.0 *0.2+4.3= 6.3 点 | | 9.3 点 / 9.3点 | 100.00% |
| | Ⅲ．安全対策 | 2.0 *0.4+2.6= 3.4 点 | 15.0 *0.2+4.3= 7.3 点 | | 10.7 点 / 10.7点 | 100.00% |
| | Ⅳ．対外関係 | 2.0 *0.4+2.6= 3.4 点 | | | 3.4 点 / 3.4点 | 100.00% |
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅰ．出来形 | 2.0 *0.4+2.6= 3.4 点 | | 10.0 *0.4+6.5= 10.5 点 | 13.9 点 / 13.9点 | 100.00% |
| | Ⅱ．品　質 | 2.0 *0.4+2.6= 3.4 点 | | 15.0 *0.4+6.5= 12.5 点 | 15.9 点 / 15.9点 | 100.00% |
| | Ⅲ．出来ばえ | | | 5.0 *0.4+6.5= 8.5 点 | 8.5 点 / 8.5点 | 100.00% |
| ４．工事特性 | Ⅰ．工事特性 | 13.0 *0.4+2.6= 7.8 点 | | | 7.8 点 / 7.8点 | 100.00% |
| ５．創意工夫 | Ⅰ．創意工夫 | 7.0 *0.4+2.6= 5.4 点 | | | 5.4 点 / 5.4点 | 100.00% |
| ６．社会性等 | Ⅰ．地域への貢献等 | | 10.0 *0.2+4.4= 6.4 点 | | 6.4 点 / 6.4点 | 100.00% |
| ８．法令遵守等 | | | 0.0 *1.0= 0.0 点 | | 0 点 | |
| | | | | 評定点合計 | 100 点 / 100点 | |

※１　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
※２　法令遵守等の評価は、完成検査時に一括入力する。

工事主管課　⇒財政課

別紙－１①　**（工事共通用500万円以下）**

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（担当監督職員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １．施工体制 | Ⅰ．施工体制一般 | | □ 施工体制が適切である | □ 他の事項に該当しない | □ 施工体制がやや不備である | □ 施工体制が不備である |
| | | 「評価対象項目」<br>1 □ 作業分担と責任の範囲が確認でき、現場とも一致している。<br>2 □ 工事実績情報登録制度（コリンズ）を理解している。 **＊500万円以上の工事から対象。**<br>3 □ 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。<br>4 □ 建設業退職金共済制度の主旨を作業員等に説明するとともに、証紙の購入及び配布の状況が把握されている。 **＊500万円以上の工事から対象。**<br>5 □ 建設業許可票、労災保険成立票、作業主任者一覧表、緊急時連絡表が現場に掲示されている。<br>6 □ 施工計画と現場施工体制が一致している。<br>7 □ 工事規模に応じた人員及び機械配置の施工となっている。<br>8 □ 緊急指示等に対する対応が速やかに行われた。<br>9 □ [施工プロセスチェック]において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。<br>10 □ その他 | | | | □ 施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。 |
| | Ⅱ．配置技術者 | □ 技術者が適切に配置されている | □ 技術者がほぼ適切に配置されている | □ 他の事項に該当しない | □ 技術者の配置がやや不備である | □ 技術者の配置が不備である |
| | （現場代理人等）<br>主任技術者<br>監理技術者<br>専門技術者 | 「評価対象項目」<br>11 □ 現場代理人として、工事全体の把握ができており、常に監督職員との協議に応じられる体制にある。<br>12 □ 現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っている。<br>13 □ 工事内容を理解した上で、緊急時においては臨機の対応が執れる体制にある。<br>14 □ 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって、工事を進めている。<br>15 □ 約款、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映した工事を行っている。<br>16 □ 設計図書の照査が十分で、現場との相違があった場合は適切に対応している。<br>17 □ 作業環境、気象、地質条件等の困難な作業の克服（改善）に努めている<br>18 □ 下請の施工体制、施工状況を把握し、自社共に適時、適切に指導を行っている。<br>19 □ 必要な工事書類が整備されている。<br>20 □ 現場に応じた作業主任者を選任し、配置している。<br>21 □ 主任技術者、専門技術者を選任し、配置している。<br>22 □ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。<br>23 □ その他 | | | | □ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員から文書により改善指示を行った。<br>□ 指摘事項に対しての意図的な不履行。 |

**※１．左チェックボックスの緑色網掛けは、全ての工事でチェックを入れる。**

別紙－１②③　**（工事共通用500万円以下）**

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（担当監督職員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ２．施工状況 | Ⅰ．施工管理 | | □ 施工管理が適切である | □ 他の事項に該当しない | □ 施工管理がやや不備である | □ 施工管理が不備である |
| | | 「評価対象項目」<br>24 □ ┌ 工事請負契約約款第１８条第１項第１号から第５号に係わる**設計図書の照査**を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。<br>25 □ ┌ 施工計画書と現場**施工方法**が一致している。<br>26 □ ┌ 施工計画書と現場**施工体制**が一致している。<br>27 □ ┌ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。<br>28 □ ┌ 工事材料の使用及び調達計画並びに管理が適切である。<br>29 □ ┌ 品質確保のための対策が執られている<br>30 □ ┌ 日常の出来形管理が適時、的確に行われている。<br>31 □ ┌ 日常の品質管理が適時、的確に行われている。<br>32 □ ┌ 現場での整理整頓が日常的に行われている。<br>33 □ ┌ 使用材料等の品質保証書等または工事記録写真等が適切に整理されている。<br>34 □ ┌ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。<br>35 □ ┌ 工事作業マニュアル等が整備されている。<br>36 □ ┌ 工事記録の整備が適時、的確に行われている。<br>37 □ ┌ 建設廃棄物及びリサイクルに関する書類の整備が適切である。（ただし、産業廃棄物が発生した場合はチェックを入れる）<br>38 □ ┌ 工事全体で低騒音、排出ガス対策型機械を使用している。<br>39 □ ┌ 段階確認、立合の申請が適切な時期に行われている。<br>40 □ ┌ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。<br>41 □ ┌ その他 | | | ┌ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。<br>┌ 施工計画書が工事着手前に提出されていない。<br>┌ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。<br>┌ 設計図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により改善指示を行った。 | |
| | Ⅱ．工程管理 | □ 工程管理が適切である | □ 工程管理がほぼ適切である | □ 他の事項に該当しない | □ 工程管理がやや不備である | □ 工程管理が不備である |
| | | 「評価対象項目」<br>42 □ ┌ フォローアップ等（見直し）を実施し、工程の管理を行っている。「請負者の責によって工期内に完成しない場合レ点しない。」<br>43 □ ┌ 時間制限・片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程短縮を行った。<br>44 □ ┌ 現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。<br>45 □ ┌ 作業員等の休日（代休）の確保に努めている。<br>46 □ ┌ 工程表の内容が詳細に検討されている。<br>47 □ ┌ 夜間や休日等の作業がなく、または少なく、工期前に完成した。<br>48 □ ┌ 現場事務所での工程管理を工程表やパソコン等を用いて日常的に把握している。<br>49 □ ┌ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。<br>50 □ ┌ その他 | | | ┌ 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。 | ┌ 請負者の責により工期内に完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く） |
| | Ⅲ．安全対策 | □ 安全対策を適切に行った | □ 安全対策をほぼ適切に行った | □ 他の事項に該当しない | □ 安全対策がやや不備であった | □ 安全対策が不備であった |
| | | 「評価対象項目」<br>51 □ ┌ 安全衛生協議会等を設置し、１回／月以上の活動記録が整備されている。<br>52 □ ┌ 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。<br>53 □ ┌ 安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。<br>54 □ ┌ 安全教育・訓練等を累計４時間／月以上適時、的確に実施し、記録が整備されている。<br>55 □ ┌ 安全巡視、ＴＢＭ（ツールボックスミーティング）、ＫＹ（危険予知）等を実施し、記録が整備されている。<br>56 □ ┌ 現場に応じた新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。<br>57 □ ┌ 安全管理上、臨機の措置を執るなど企業努力が確認できる。<br>58 □ ┌ 過積載防止の指導または訓練等を行い、記録が整備されている。（該当がある場合はチェックを入れる）<br>59 □ ┌ 使用機械、車両等の点検整備を行い、また不正軽油使用防止等に努めていることが確認できる。（該当がある場合はチェックを入れる）<br>60 □ ┌ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置が行われている。<br>61 □ ┌ 山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。<br>62 □ ┌ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。<br>63 □ ┌ 保安施設について、設置・点検がチェックリスト等を用いて実施されている。<br>64 □ ┌ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。<br>65 □ ┌ その他 | | | ┌ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 | ┌ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。 |
| | Ⅳ．対外関係 | □ 対外関係が適切であった | □ 対外関係がほぼ適切であった | □ 他の事項に該当しない | □ 対外関係がやや不備であった | □ 対外関係が不備であった |
| | | 「評価対象項目」<br>66 □ ┌ 工事施工にあたり、関係官公庁等と調整し、問題の発生がなかった。<br>67 □ ┌ 工事施工にあたり、必要に応じて地元との調整を行った。（該当がある場合はチェックを入れる）<br>68 □ ┌ 交通、振動、騒音等の要望に誠意をもって対応している。（該当がある場合はチェックを入れる）<br>69 □ ┌ 工事内容を周知徹底するなどの地元対策を実施し、問題の発生がなかった。または少なかった。（該当がある場合はチェックを入れる）<br>70 □ ┌ 近接工事との調整を行い、近接工事を含む工事全体が円滑に進捗した。（該当がある場合はチェックを入れる）<br>71 □ ┌ 「施工プロセスチェック」において、指摘事項がなかった。または、指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。<br>72 □ ┌ その他 | | | ┌ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪く要望があった。<br>┌ 関係法令に違反する恐れがあったため、示を行った。 | ┌ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 |

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、段階確認等、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

別紙－１④　　（工事共通用500万円以下）　　# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表　　（担当監督職員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅰ．出来高 | □ 出来形管理が適切である。 | □ 出来形管理がほぼ適切である。 | □ 他の事項に該当しない。 | □ 出来形管理がやや不備である。 | □ 出来形管理が不備である。 |
| | | 「評価対象項目」<br>1 □ 出来形管理図または出来形管理表もしくは**完成図書等が適切に整備**されており、内容が確認できる。<br>2 □ 出来形の測定において、主要部の形状、寸法等及び**不可視部分の状況**が写真で的確に確認できる。<br>3 □ **自社独自の施工管理基準**等を設定し、適切に管理している。<br>4 □ **自社独自の写真管理基準**等を設定し、適切に管理している。<br>5 □ 出来形の形状、寸法が設計値（設計図書）を満足している。（**土木工事**）<br>6 □ 出来形の**性能、機能**が設計値（設計図書）を満足している。（**電気・機械設備**）<br>7 □ 出来形管理図、管理表または**完成図書等と現地の状況が概ね一致**している。 | | □ 監督職員が文書で改善指示を行った。<br>該当すれば…d | □ 約款第１７条第２項及び第３項に基づき破壊検査を行った。<br>該当すれば…e |

※１．自社の管理基準とは、**埼玉県基準ではなく、県基準の数値を上回る基準を請負者自らが作成した場合**をいう。
※２．自社の基準があって、管理方法が適切である。また記録や撮影の方法に工夫が見られる場合は、左右のチェックボックスに✔を入れる。また適切でない。工夫が見られない場合は、✔を入れない。
※３．自社独自の基準がない場合は、管理方法が適切で、記録や撮影の方法に工夫が見られる場合であっても、左右のチェックボックスに✔を入れない。
※４．右ｄ欄の「監督職員が文書で改善指示を行った」の項目は、出来形管理書類と現場が一致せず、再提出を求める現場協議書を発行した場合をいう。
※５．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※６．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

注意　**撤去工事**（**アスベスト撤去**含む）については、左チェックボックスの１，５，６，７のチェックをはずして、採点しても良い。

別紙－１⑤　　（工事共通用500万円以下）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（担当監督職員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質 | □ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。（特に優れていればa） | □ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 | ■ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、品質管理項目がない工事。 | □ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越るものがあり、ばらつきが大きい。 | □ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。 |
| | | ●必ずチェックする。<br>○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきがほとんどない。（特に優れている）<br>○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。（優れてはいないが良好である）<br>◉ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。または、**品質管理項目がない工事。**<br>○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。（やや劣る）<br>○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、品質が劣る。（劣る）<br>※品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。<br>**困難な場合とは、資料の不足。資料の内容や試験項目に不明確な部分があるなどの場合をいう。** | | | ┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。<br>該当すれば…d | ┌ 約款第１７条第２項第３項に基づき破壊検査を行った。<br>該当すれば…e |

別紙－１⑥　（工事共通用500万円以下）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（担当監督職員）

| 考査項目 | 細別 | 技術力キーワード一覧表 | 【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例 |
|---|---|---|---|
| ４．工事特性 | Ｉ．工事特性<br><br>キーワード評価<br><br>●土木、建築工事共通 | ●施工規模の大きさへの対応<br>□ １．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模<br>□ ２．その他（**該当があればチェックして理由を記入。**）<br>理由： | 【施工規模が大規模】下記の該当する項目が、難度の高い工事として評価できる場合（**該当項目をチェック**）<br>切土・盛土工　15万m3＜Ｖ、延べ面積10,000m2以上の建物、地上9階以上又は高さ31m以上の建物、大空間のホール等を有する建物、研究所等特殊設備・機能の有る建物<br>□ 護岸・築堤高　10m＜Ｈ　□ トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)　10m＜φ<br>□ ダム用水門　設計水深＞25m　□ 樋門・樋管　15m2＜Ａ　□ 揚排水機場　2,000mm＜φ<br>□ 堰、水門　最大径間長25m以上又は径間数3径間以上又はＡ＞50m2/門<br>□ 地滑り防止工　100m＜Ｗ　又は150m＜Ｌ<br>□ 浚渫工　100万m3＜Ｖ　□ 流路工　500m3＜Ｑ　□ 砂防ダム　30m＜Ｈ<br>□ ダム高　150m＜Ｈ　□ 転流トンネル　400m3/s＜Ｑ　□ 橋梁下部工　高さ　30m＜Ｈ<br>□ 橋梁上部工　最大支間長　100m＜Ｌ |
| | | ●構造物固有の難しさへの対応<br>□ ３．対象構造物の形状の複雑さ（土被り厚やトンネル線形等を含む）<br>□ ４．既設構造物の補強、撤去等特殊な工事<br>□ ５．その他<br>理由： | 【事例：構造物固有な施工難度と対応工法等】（**該当項目をチェック**）<br>□ 地山強度が低い、また土被りが薄いため、ＦＥＭ解析等の施工のための検討が必要な工事。<br>□ 砂防工事等で現地調査に基づき、現地合わせの再設計と施工が必要な工事。<br>□ 鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事。<br>□ 供用中のトンネルの活線拡幅工事等。 |
| | | ●技術固有の難しさへの対応<br>□ ６．工種及び工法の特殊性<br>□ ７．新工法（機器類を含む）及び新材料の適用<br>□ ８．<br>□ ９．その他<br>理由： | □ 建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事。<br>□ 電気設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事。<br>□ 機械設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事。<br>□ 建築工事で免震装置を設ける工事。<br>□ 建築及び設備工事で敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行った工事。<br>□ 建築及び設備工事で仮設備等を設け、配管・配線等の盛替え等を必要とする改修工事。<br>□ 建築及び設備工事で休日・夜間作業が工程の６０％以上を占める改修工事。<br>□ 施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事。<br>□ パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事。<br>□ その他、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰｼｭﾐﾚｰｼｮﾝ等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事等。<br>□ ＶＥ提案された工法等が高度技術として評価できる場合。<br>□ その他、構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。<br>（左欄のその他に理由を記入。）<br>□ その他、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。<br>（左欄のその他に理由を記入。） |
| | | ●厳しい自然・地盤条件への対応<br>□ １０．湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時）<br>□ １１．軟弱地盤，支持地盤の状況<br>□ １２．河川内・海域・急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約<br>□ １３．雨・雪・風・気温・波浪等の影響<br>□ １４．地すべり等の地質条件、急流河川での水流、海域での潮流等の影響、動植物等に対する配慮等<br>□ １５．その他<br>理由： | 【事例：自然及び地盤条件への対応工事等】（**該当項目をチェック**）<br>□ 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。<br>□ 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎の１本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。<br>□ 軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日（待ち時間）が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事。<br>□ 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。または命綱を使用する必要があった工事。（法面工は除く）<br>□ 斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工後に、施工した工事。<br>□ 河川内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。<br>□ 水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事。また、作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事。<br>□ 大規模公園内での工事。または鳥獣類等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事。<br>□ 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。<br>□ 建築工事で地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事。<br>□ 建築工事で冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。<br>□ 建築工事で施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。<br>□ その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。<br>（左欄のその他に理由を記入。） |
| | | ●厳しい周辺環境等、社会条件への対応<br>□ １６．地中埋設物等の地中内の作業障害物<br>□ １７．工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中の道路・架空線・建築物等の近接物<br>□ １８．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮<br>□ １９．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮<br>□ ２０．生活道路を利用しての資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペース制約<br>□ ２１．現道場で交通規制に大きく影響する工事<br>□ ２２．騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等<br>□ ２３．その他<br>理由：<br><br>●施工現場での対応<br>□ ２４．災害等での臨機の処置（**該当があればチェック。**）<br>□ ２５．施工状況（条件）の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等<br>□ ２６．その他<br>理由： | 【事例：周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】（**該当項目をチェック**）<br>□ 横断函渠工事や下水道工事等の現道開削工事で、ガス管・水道管・電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事。<br>□ 鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事。<br>□ 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。<br>□ 市街地での夜間工事。<br>□ ＤＩＤ地区での工事。<br>□ 供用中の道路（概ね日交通量１万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。<br>□ 供用中の道路での舗装及び修繕工事等。<br>□ 空欄<br>□ 支障物件の移設が工程上クリティカルパス（最長経路）になり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の増強を行った工事。<br>□ 工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。<br>□ 地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。<br>□ 工事の実施にあたり、各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事。<br>□ 工事に先立ち又は施工中で、監視・観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事。<br>□ 環境対策が工程に大きな影響を与えた工事。<br>□ 施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事。<br>□ 大気圧を越える気圧下の作業室での工事。<br>□ 酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上（以下）での工事。<br>□ 工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事。<br>□ 建築工事で大規模なテレビ電波障害対策を行った工事。<br>□ その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。）<br>□ 建築工事で特に困難な調整を要する他工事（近接工事）の請負者が複数ある工事。（左欄のその他に理由を記入。）<br>□ 建築工事で外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事。（左欄のその他に理由を記入。）<br>□ その他、施工現場での対応で、特に評価すべき技術があると評価された工事。（左欄のその他に理由を記入。） |
| | | ●その他<br>□ ２７．その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項<br>理由：<br>□ ２８．その他（加点が１点の場合）<br>理由： | 【その他】（**該当項目をチェック**）<br>□ その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する技術。<br>（左欄のその他に理由を記入。）<br>□ その他（加点が１点の場合） |
| | 記述評価<br><br>【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】 | 評点：　**0点**<br>・ 高度な技術力は、加点評価とする<br>・ 加点は＋１３点～０点の範囲とする。<br>・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。<br>・ １項目２点を目安とするが、内容によってはそれ以上または以下の点数を与えてもよい。 | 【工事特性のキーワードの詳細】 |

※１．工事特性とは、工事特有の難度の高い条件に対して適切に対応したことを評価するものである。なお、評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※２．詳細評価の記述にあたっては、担当課内での責任者による合議とし、各考査項目はキーワードで大分類し、評価する詳細な高度な技術力を記述する。
※３．工事特性は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「５．創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

別紙－１⑦　**（工事共通用500万円未満）**

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（担当監督職員）

●下記の該当項目をチェック

| 考査項目 | 細別 | １．創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト） | 施工性 | 品質 | 安全性 | 作業環境 | その他（項目記載） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ５．創意工夫<br>【軽微なもの】 | Ⅰ．創意工夫<br>キーワード評価<br><br>●土木、建築工事共通 | ●準備・後片づけ関係<br>□ １．測量・位置出しにおける工夫<br>□ ２．現地調査方法の工夫<br>□ ３．その他<br>理由： | □<br>□<br>□ | □<br>□<br>□ | □<br>□ | □<br>□ | □<br>□<br>□ |
| | | ●施工関係<br>□ ４．施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫<br>□ ５．コンクリート二次製品の利用等の代替材の適用と工夫及び工事加工製品を活用し副産物及び廃棄物の減少に工夫又は、リサイクルに対する積極的な取り組み<br>□ ６．土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫<br>□ ７．部材・機材等の運搬・吊り方式等を含む施工方法等の工夫<br>□ ８．設備工事で、加工、組立等の工夫又は、電気工事の配線、配管等での工夫<br>□ ９．給排水・衛生設備工事等の配管・ポンプ類の凍結防止策、接続等の工夫<br>□ １０．照明・視界確保等の工夫<br>□ １１．仮排水、仮道路、迂回路等の計画施工の工夫<br>□ １２．運搬車両・施工機械等の工夫<br>□ １３．支保工、型枠工、足場工及び仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工関係の工夫<br>□ １４．施工管理及び品質向上等の工夫<br>□ １５．建築工事でプレハブ工法等を採用し、工期短縮等の工夫<br>□ １６．建築工事で改修工事における仮設備の工夫<br>□ １７．その他<br>理由： | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ |
| | | ●品質関係<br>□ １８．集計ソフト等の活用と工夫<br>□ １９．土工関係、設備関係、電気関係の工夫<br>□ ２０．コンクリートの打設関係の工夫（材料、打設、養生、出来形・品質等）<br>□ ２１．鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料の工夫<br>□ ２２．配筋・溶接作業等に関係する工夫<br>□ ２３．建築関係で躯体工事の品質管理の工夫<br>□ ２４．建築関係で材料の検査試験に関する工夫<br>□ ２５．建築関係で施工の検査試験に関する工夫<br>□ ２６．建築関係で品質試験方法の工夫<br>□ ２７．その他<br>理由： | | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | | | |
| | | ●安全衛生関係<br>□ ２８．安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）<br>□ ２９．安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫<br>□ ３０．現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫<br>□ ３１．酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理。及び粉塵防止策や作業中の換気等等の工夫<br>□ ３２．供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫<br>□ ３３．作業環境が厳しい現場での環境改善等の工夫<br>□ ３４．建築工事で苦渋作業等の作業環境低減等の工夫<br>□ ３５．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫<br>□ ３６．その他<br>理由：<br>□ **３７．建災防等による建設従事者に対する安全衛生教育（該当があればチェック。）** | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ |
| | | ●施工管理関係<br>□ ３８．盛土の締固、場所打ち杭や既成杭の施工高さ等の施工に関係する工夫<br>□ ３９．建築工事で出来形管理等に関する工夫<br>□ ４０．施工計画書及び写真管理等の工夫<br>□ ４１．出来形、品質との計測関係等の工夫。及び集計、管理図等の工夫<br>□ ４２．ＣＡＤ、施工管理ソフト、土量管理システム等の活用<br>□ ４３．その他<br>理由： | | □<br>□<br>□<br>□<br>□<br>□ | | | |
| | | ●その他<br>□ ４４．週休２日制モデル工事に取り組み　次の現場閉所を達成した。<br>理由：４週８休（閉所率２８．５%）以上<br>□ ４５．その他<br>理由：<br>□ ４６．その他<br>理由： | □<br>□<br>□ | □<br>□<br>□ | □<br>□<br>□ | □<br>□<br>□ | □<br>□<br>□ |
| | 記述評価<br>【■マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】 | 評点：**0点**<br>・ 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。<br>・ 加点は＋７点～０点の範囲とする。<br>・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。<br>・ １項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 | 【創意工夫の詳細評価】 | | | | |

※１．創意工夫においては「４．工事特性」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※２．「２．施工状況」「３．出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※３．創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※４．キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、担当課内での担当・総括の監督職員による合議を原則として記述する。
※５．「４．工事特性」との二重評価はしない。

別紙－２①　（工事共通用500万円以下）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（総括監督職員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ２．施工状況 | Ⅱ．工程管理 | □ 工程管理が非常に優れている | □ 工程管理がやや優れている | ■ 他の事項に該当しない | □ 工程管理がやや不備である | □ 工程管理が不備である |

●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。

- ☐ 災害の発生または施工条件の変更等による工期的な制約があるにも係らず、工期内に工事を完成させた。
- ☐ 近接工事等と積極的な工程調整を行い、問題の発生を回避した。
- ☐ 地元調整を積極的に行い、問題の発生も少なく、工期内に工事を完成させた。
- ☐ 作業員等の代休等を確保するなど、適切な労務管理と工程管理によって、工事が進捗した。
- ☐ 配置技術者等の積極的な工程管理によって、工事が進捗した。
- ☐ 「施工プロセスチェック」において、指摘がなかった。または指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。

●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること）

- ○ a　５項目程度以上評価
- ○ b　３項目程度以上評価
- ◉ c　１項目程度以上評価
- ○ d　工程管理がやや不備である
- ○ e　工程管理が不備である

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

別紙－２②　（工事共通用500万円以下）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（総括監督職員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ２．施工状況 | Ⅲ．安全対策 | □ 安全対策が非常に優れている | □ 安全対策がやや優れている | ■ 他の事項に該当しない | □ 安全対策がやや不備である | □ 安全対策が不備である |

●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。

- ☐ 建設労働災害、公衆災害の防止活動に積極的である。
- ☐ 安全協議会を設置し、組織的に取り組んでいる。
- ☐ 他の現場にない特色のある安全衛生管理活動に取り組んでいる。
- ☐ 安全管理に関する新技術を取り入れるなど、創意工夫に取り組んでいる。
- ☐ 近接工事と連携した安全管理活動を提案するなど、リーダーシップを発揮している。
- ☐ 安全職場実現への取り組みが評価できる。
- ☐ 「施工プロセスチェックリスト」について、指摘がなかった。または指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。

●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること）

- ○ a　６項目程度以上評価
- ○ b　３項目程度以上評価
- ◉ c　１項目程度以上評価
- ○ d　安全対策がやや不備である
- ○ e　安全対策が不備である

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

別紙－２③　（工事共通用500万円以下）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（総括監督職員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ６．社会性等 | Ⅰ．地域への貢献等 | □ 地域への貢献が非常に優れている | □ 地域への貢献がやや優れている | ■ 他の事項に該当しない | | |

●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。

- ☐ 河川・池沼等の環境保全活動を計画し、具体的に実施した。
- ☐ 公園、山間地または希少動植物等の環境保全活動を計画し、具体的に実施した。
- ☐ 作業現場と周辺地域との調和を図るため、環境及び景観に関する計画を立て、具体的に実施した。
- ☐ 工事の情報提供を定期的に行い、地域との調和を図った。
- ☐ 道路等の環境保全活動を計画し、具体的に実施した。
- ☐ 災害時等の地域への救援活動を計画した。または災害等発生時の救援活動に協力した。
- ☐ 「施工プロセスチェックリスト」について、指摘がなかった。または指摘事項に対しては改善が見られ、速やかに実施された。

●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること）

- ○ a　６項目程度以上評価
- ○ b　３項目程度以上評価
- ◉ c　２項目程度以下評価

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。
※３．環境保全活動は、**施工範囲または土砂・資材等運搬経路を除く地域を対象**とする。

別紙－２④

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（工事共通用500万円以下）　　（総括監督職員）

| 考査項目 | 法令遵守等の該当項目一覧表 |
|---|---|
| ８．法令遵守等 | |

●下記事項は、当該工事契約期間中の事案を対象とする。なお、当該事案が工事引渡し後に確認されたときは、再評定を行うことができる。

| 措置内容 | 措置点数 | | 総合点数 |
|---|---|---|---|
| ☐ ●同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、３回以上の措置があった場合必ずチェック。（総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。） | | | |
| ●1回目の措置について（下記の該当項目を１つ選択すること。**該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。**） | | | |
| ○ １．指名停止３ヶ月以上 | －２０点 | | 0 |
| ○ ２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満 | －１５点 | | 0 |
| ○ ３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満 | －１３点 | | 0 |
| ○ ４．指名停止２週間以上１ヶ月未満 | －１０点 | | 0 |
| ○ ５．文書注意相当（上司に報告し、請負者に書面で通知した事案） | －８点 | | 0 |
| ○ ６．口頭注意相当（上司に書面で報告した事案） | －５点 | | 0 |
| ○ ７．工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）※６．に該当しない事案 | －３点 | | 0 |
| ◉ ８．該当項目なし | | | |
| ●２回目の措置あり（下記の該当項目を１つだけ選択すること、**複数選択しない。１回目を必ず選択しておくこと。**） | | | |
| ☐ １．指名停止３ヶ月以上 | | | 0 |
| ☐ ２．指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満 | | | 0 |
| ☐ ３．指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満 | | | 0 |
| ☐ ４．指名停止２週間以上１ヶ月未満 | | | 0 |
| ☐ ５．文書注意相当（以下、５、６，７は上段の５，６，７と同様の取扱いとする） | | | 0 |
| ☐ ６．口頭注意相当（上司に書面で報告した事案） | | | 0 |
| ☐ ７．不問（６．に該当しない事案） | | | 0 |
| | | 減点 | **0点** |

①　本評価項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②　「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③　「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】
１．入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
２．承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
３．宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
４．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
５．当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
６．建設業法に違反する事実が判明した。EX）一括下請け、技術者の専任違反等
７．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
８．使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
９．監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
１０．下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
１１．過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
１２．受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
１３．下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
１４．安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
１５．施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
１６．その他
理由：

別紙－３①　（工事共通用500万円以下）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ２．施工状況 | Ⅰ．施工管理 | □ 施工管理が優れている。 | □ 施工管理がやや優れている。 | □ 他の事項に該当しない。 | □ 施工管理がやや不備である。 | □ 施工管理が不備である。 |
| | | 「評価対象項目」<br>□ 工事請負契約約款第１８条第１項第１号から第５号に係わる**設計図書の照査**を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。<br>□ 施工計画と**現場施工方法**が一致している。<br>□ **工事材料**の**検収及び資料整理**が行われ、適切に管理されている。<br>□ 品質確保のための対策など施工に関する工夫が見られる。<br>□ **工事材料**等の見本または記録写真等の整理に工夫が見られる。<br>□ **段階確認**、**工場検査等の資料提出及び立合の申請が適切な時期**に行われている。<br>□ 施工管理のための対策に工夫が見られる。<br>□ **建設リサイクル法**、廃掃法等に基づく資料の整備が適切である。<br>□ **建設業退職金共済制度**の主旨を作業員等に説明するとともに、**証紙の購入**及び**配布の状況**が把握されている。<br>□ 作業分担と責任の範囲が確認でき、現場とも一致している。<br>□ **施工計画書**が工事着手前の契約後**３０日以内に提出**され、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。<br>□ **建設業許可、労災保険成立票、作業主任者一覧表、緊急時連絡表**が現場に掲示されている**。**<br>□ 施工計画書と**現場施工体制**が一致している。<br>□ 品質証明体制が確立され、資料等が確認できる。<br>□ 計画内容に変更が生じた場合は、工事着手前に**変更計画書**を提出している。<br>□ 工事に必要な書類が整備されいる。<br>□ **自社独自の管理基準等**を作成し、管理している。<br>□ **下請（二次下請以下含む）の施工体制、施工状況を把握**し、適切に指導している。 | | □ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。<br>□ 設計図書に基づく施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。 | |

※１．評価対象項目は、設計図書等及び請負者が提出する書面または写真もしくはその双方を確認した上で、判断すること。
※２．評価対象項目のうち、書面や写真に記録できない事項は、監督職員の日常業務において適切に判断とすること。

別紙－３②　　（工事共通用500万円以下）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅰ．出来形 | □ 出来形管理が適切である。 | □ 出来形管理がほぼ適切である。 | □ 他の事項に該当しない。 | □ 出来形管理がやや不備である。 | □ 出来形管理が不備である。 |
| | | 「評価対象項目」<br>1 □ □ 出来形管理図または管理表、もしくは**完成図書等が適切に整備**されている。<br>2 □ □ 出来形の測定において、主要部の形状、寸法等及び不可視部分の状況が写真で的確に確認できる。<br>3 □ □ **自社独自の施工管理基準**等を設定し、適切に管理している。<br>4 □ □ **自社独自の写真管理基準**等を設定し、適切に管理している。<br>5 □ □ 出来形の**形状、寸法**が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。（**土木工事**）<br>6 □ □ 出来形の**性能、機能**が設計値（設計図書）を満足し、バラツキが少ない。（**電気・機械設備**）<br>7 □ □ 出来形管理図、管理表または**完成図書等と現地の状況**が概ね一致している。 | | □ 監督職員が文書で改善指示を行った。<br>該当すれば…d | □ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。<br>該当すれば…e |

※１．自社独自の管理基準とは、**埼玉県の基準を上回る、請負者自らが作成した基準**をいう。
※２．自社独自の基準があって、管理方法が適切である。また記録や撮影の方法に工夫が見られる場合は、左右のチェックボックスに✔を入れる。また適切でない。
　　工夫が見られない場合は、✔を入れない。
※３．自社独自の基準がない場合は、管理方法が適切で、記録や撮影の方法に工夫が見られる場合であっても、左右のチェックボックスに✔を入れない。
**※４．「解体工事」の場合は、「②検査職員考査項目_出来形（解体）」のシートで採点すること。**

別紙－３③　（工事共通用500万円以下）

# 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

（検査職員）

| 考査項目 | 細別 | a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅱ．品質（解体工事含） | □ 品質管理が適切である。 | □ 品質管理がほぼ適切である。 | ■ 他の事項に該当しない。または、品質管理項目がない工事。 | □ 品質管理がやや不備である。 | □ 品質管理が不備である。 |
| | | ●必ずチェックする。<br>○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきがほとんどない。（特に優れている）<br>○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。（優れてはいないが良好である）<br>◉ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、ａ及びｂに該当しない。**または品質管理項目がない工事**<br>○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。（やや劣る）<br>○ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、品質が劣る。（劣る）<br>※品質管理資料による評定が困難な場合は、現地立会・試験結果等を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。<br>**困難な場合とは、資料の不足。資料の内容や試験項目に不明確な部分があるなどの場合をいう。** | | | ┌ 監督職員が文書で改善指示を行った。<br>該当すれば…d | ┌ 約款第３２条第２項に基づき破壊検査を行った。<br>該当すれば…e |

別紙－３④　（工事共通用500万円以下）

# 工 事 成 績 採 点 の 考 査 項 目 の 考 査 項 目 別 運 用 表

（検査職員）

| 考 査 項 目 | 細　別 | a | b | c | d | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ３．出来形及び出来ばえ | Ⅲ．出来ばえ（解体工事含） | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 | □ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。 | ■ 他の事項に該当しない場合。 | □ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。 | |
| | | ●必ずチェックする。<br>○ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。（特に優れている）<br>○ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が概ね良い。（補修を必要としないキズ等がある）<br>◉ 他の事項に該当しない場合。**または、管理項目がない工事**（必要に応じて小規模補修を要する工事）<br>○ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。（必要に応じて大規模補修を要する工事） | | | | |